

## 不在者投票に関する注意事項

1. 投票用紙等の請求を受けた菰野町選挙管理委員会は、選挙人名簿と対照した後、投票用紙等を郵送します。封筒に同封されている「不在者投票関係書類交付用封筒」の封筒を絶対に開封しないでください。
  - ・もし開封した場合は、投票することができなくなる場合がありますので、注意してください。
  - ・到着次第、ご本人が不在者投票用紙など届いたもの一式全てを滞在地の選挙管理委員会へ持参してください。
2. 投票は滞在地の選挙管理委員会で行ってください。
  - ・自宅などでの記載は無効となります。
3. 直ちに投票を済ませてください。  
不在者投票の期間 **令和2年10月21日(水)から令和2年10月24日(土)まで**
  - \* 投票を行おうとする滞在地の市町村において選挙が行われていない場合には、選挙期日の前々日（令和2年10月23日（金））午後5時までとなります。（土日祝日等、市区役所、町村役場等の閉庁時は投票できません。）
  - \* 時間など詳しくは滞在地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
4. 不在者投票をしなかったときは・・・  
直ちに、投票用紙等すべてを菰野町選挙管理委員会に返送してください。

〒510-1292  
三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地  
菰野町選挙管理委員会  
TEL 059-391-1101

滞在地